

第1期

中野区在宅療養推進協議会

第1回

令和7年7月30日（水）

【議事 1】

令和 6 年度中野区在宅療養推進協議会準備会

結果報告

令和 6 年度中野区在宅療養推進協議会準備会 結果報告

【実施日】

令和 7 年 2 月 7 日（金）

【内 容】

「中野区の在宅医療・介護における課題と考えられること」を
テーマにグループワークを実施

令和6年度中野区在宅療養推進協議会準備会 結果報告

1 グループ		2 グループ		3 グループ	
中野区医師会	高根委員	中野区薬剤師会	花井委員	中野区歯科医師会	小林委員
東京都理学療法士協会	村上委員	中野区介護サービス事業所連絡会（訪問介護部会）	畑野委員	東京警察病院	妹尾委員
中野区介護サービス事業所連絡会（介護支援専門員部会）	宮原委員	武蔵野療園しらさぎ桜苑	白岩委員	東中野地域包括支援センター	穂苅委員
中野区社会福祉協議会	黒木委員	アラジン	森川委員	東中野キングス・ガーデン	渡辺委員
中野区重症心身障害児者を守る会	井田委員	地域包括ケア推進担当部長	石井委員	ホームネット株式会社	種田委員
				中野区介護サービス事業所連絡会（訪問看護部会）	神野委員

1 グループ ①

- 支援が必要であると思われるが、拒否する人（セルフネグレクト）への介入。
- **在宅療養している人の家族に課題がある場合の対応が難しい。**
- **在宅医療の認知度が低い。** 訪問診療の費用が本人に負担になる場合がある。
- 医療的ケアが必要な人への支援。介護福祉士が喀痰吸引や経管栄養等の医療ケアが実施できるようになる三号研修を受ける人が減っている。
- 人材不足が深刻である。中野区のケアマネジャー数が減少している。
- 区内の有資格者数は、横ばいか増加と言われるが、実働できるケアマネジャー数が減少している。ケアマネジャーがいないとサービスがあっても利用ができない状況が目前である。

1 グループ ②

- 支援者の研修会は、オンラインが増えた分、交流が減った。
- **多職種間での連絡ツールでは、まだFAXが主流。どうICTを活用するか。**
- なかのメディ・ケアネット障害でも使いたい。家族もメンバーに入れると良い。
- 独り住まいが多いが地域に出てこない。地域のイベントに参加する人はする、しない人はしないと決まってしまう様子あり。
- サロンなどに来れなくなると、そのまま地域のつながりが切れてしまう。
- お金の問題、成年後見につながらないことで金銭管理の支援が受けられない。
- 自分の今後の事を家族が決めてしまい、自分で決められない。
- 身寄りのない人の入院や死後の心配が大きい。

2 グループ ①

- 災害時の対応について様々な課題が考えられる

（トイレ問題、認知症の方の避難所での生活、在宅酸素をしている方や車いすの方はどうするのか。）

- 排泄ケアを進めたい。

- おひとりさまについて

（備えを早めに伝えておく必要がある。自活できる層、できない層で分けて考える。もともと一人の方、配偶者死亡により一人になった方には違いがある。おひとりさまサバイバルクラブを普及していきたい。住まいがオートロックの方で入室が困難な場合がある。緊急時にどうするか。リスクを知ってもらう必要がある。）

- どこに相談したらいいのか窓口がわからない

（医療と介護の管轄の違いがわからない。サービス、クリニック、事業所が多すぎて選べない。在宅療養相談窓口の存在があまり知られていない。）

2 グループ ②

● ケアラー支援

(ケアラー支援条例を作りたい。ケアラースバルやカフェを広げたい。ポストケアラーの会を広めたい。)

● 薬や薬剤師の不足が課題。報酬が割に合っていない。ターミナルに携わると赤字訪問となる。

● 介護離職など含め離職者が増えている。ケアマネジャー、ヘルパー、医療的なケアができる訪問介護等、人材不足が恒常的にある。事業所や施設の閉鎖もあり、使ってきたサービスが使えなくなる。

● ケアマネランチを広めたい。

● ACPを広めたい。 ● これらすべての課題は、超高齢社会に起因する。

3 グループ ①

● おひとりさまについて

（施設入所時の保証人を見つけるのが難しい。認知症がある場合の見守り。独居でいたい本人と家族の思いのすれ違いがある。家族は入所させがち。退院しても介護者が不在など自宅での生活が難しい。周囲とのかかわりが薄い方の介護保険申請と認定調査立会いをどうするか。）

● 家族に関する課題

（50-80問題だけでなく、今は60-90も問題となるのではないか。介護する家族に精神的な課題あり。本人は大丈夫と思っていても家族の負担が大きいケース。老老介護や認認介護の問題。）

● 入退院時に病院と在宅チームとの連携や情報共有が難しい

3 グループ ②

- 看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護などのサービスが少ない。ケアマネジャーも不足している。
- 生活保護の方を受け入れる施設が少ない。
- 働けず家賃の支払いが困難になる方がいる。
- 年金が少ない、もしくは無年金のためサービスが使えない。
- 歯科に関する課題

（入院中は病院である程度フォローができていたのに、退院後に十分な口腔ケアができなくなる。通院ができなくなった患者の訪問診療と口腔ケア。食事がうまくできているか確認したいが、在宅に戻ると難しい。）

【議事 2】

第 1 期中野区在宅療養推進協議会について

第1期中野区在宅療養推進協議会のテーマについて

【任期】 令和7年4月1日～令和10年3月31日 （3年間）

【検討テーマ】

下記、2テーマについてグループで検討し、

課題の整理、取組みの方向性、成果物の作成等を行っていく。

テーマ	1 <u>在宅医療・介護における連携体制の構築</u>	2 <u>ケアラー支援について</u>
検討例	■現状の確認 （例：中野区の在宅医療の現状確認 等） ■課題の抽出 ■在宅医療・介護の連携体制に必要な取組内容の案を検討・抽出	■現状の確認 ■課題の抽出 ■ケアラー支援条例策定に向けた検討 （例：条例に盛り込む内容の検討） ■ケアラー支援施策として取組むと良いと思われることの検討・抽出

第1期中野区在宅療養推進協議会のテーマについて

～スケジュール（予定）～

	第 1 期									委員 改選
	令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度			
	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回	第 9 回	
全体会	初回説明	【全体会】 在宅療養の現状を知るための研修会 講師：学識・委員	【全体会】 適宜実施	現状の確認・課題抽出 具体的取組の検討	【全体会】 中間発表	方向性の決定（想定） ●体制整備内容 ●具体的取組の内容 等	【全体会】 発表 検討結果のまとめ	【全体会】 次期に向けての 課題検討		
テーマ 1 （在宅医療・介護連携）										意見交換
テーマ 2 （ケアラー支援）										意見交換

初回説明

意見交換

【全体会】
在宅療養の現状を知るための研修会
講師：学識・委員

【全体会】
適宜実施

現状の確認・課題抽出
具体的取組の検討

現状の確認・課題抽出
具体的取組の検討

【全体会】
中間発表

方向性の決定（想定）
●体制整備内容
●具体的取組の内容 等

方向性の決定
●条例に盛り込む内容
●具体的取組み内容 等

【全体会】
発表
検討結果のまとめ

【全体会】
次期に向けての
課題検討

※必要時、協議会（全体会）を実施する

テーマ 1

「在宅医療・介護における連携体制の構築」

現状について

国の動向

■第9期介護保険事業（支援）計画の国の基本指針

「サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項」として、『在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備』について記載されている。

3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

地域包括ケアシステムの構築に必要な在宅医療の提供体制は在宅医療を受ける患者の生活の場である日常生活圏域での整備が必要であることから、在宅医療・介護が円滑に提供される仕組みの構築のため、国又は都道府県の支援の下、市町村が主体となって地域の医師会等と協働して、在宅医療の実施に係る体制の整備や、在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成を推進することが重要である。

今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、当該高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、市町村は、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応、感染症発生時や災害時対応等の様々な局面において、地域における在宅医療・介護の提供に携わる者その他の関係者の連携（以下「在宅医療・介護連携」という。）を推進するための体制の整備を図ることが重要である。

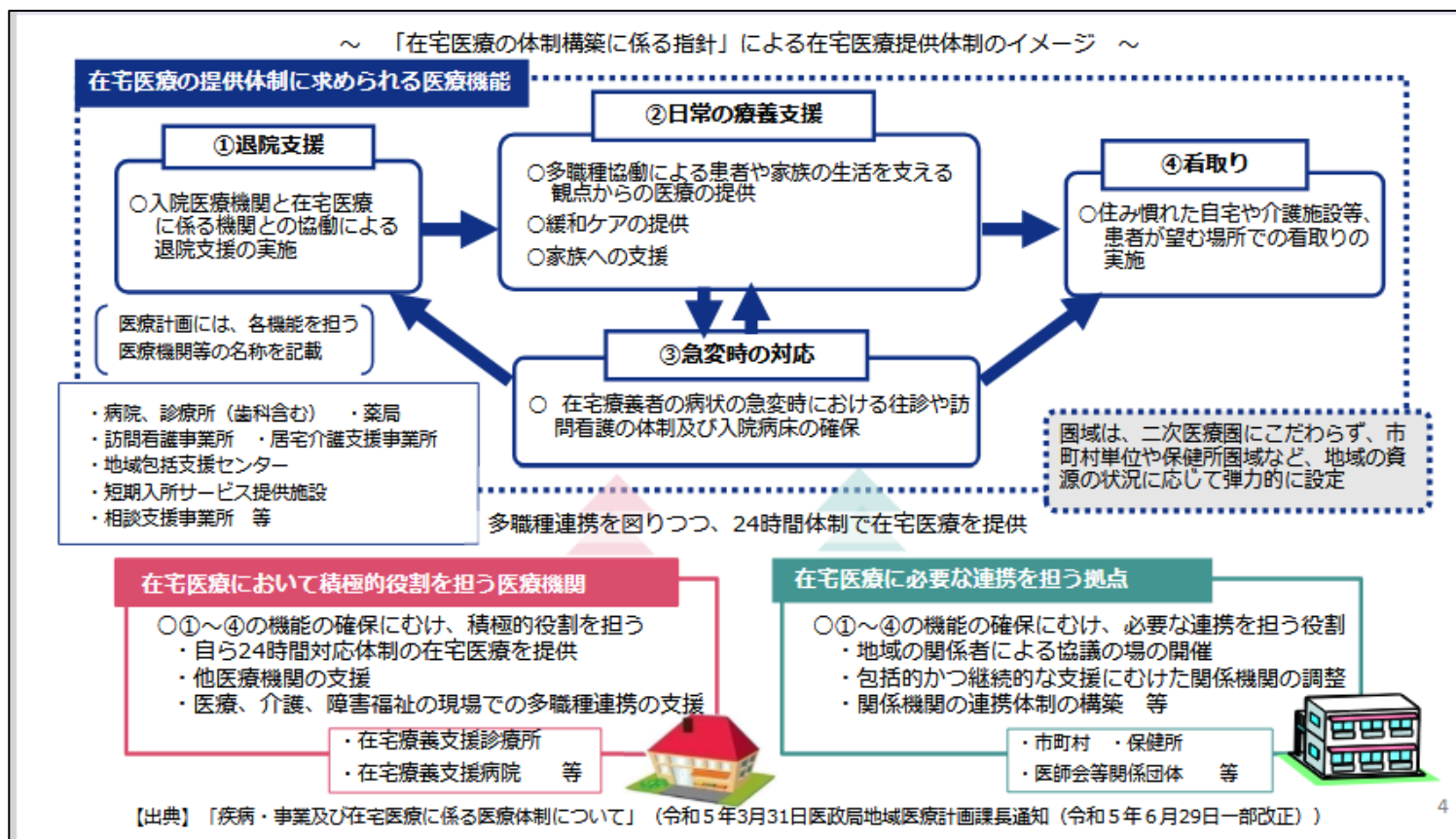
そのために、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等の医療関係職種と社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、地域包括支援センターの職員等の介護関係職種との連携が重要であり、市町村が主体となって、医療・介護の連携の核となる人材の育成を図りつつ、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号。以下「令和五年の健保法等改正」という。）によって創設された医療法（昭和二十三年法律第二百五号）におけるかかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果も考慮しながら、地域の医師会等と協働し在宅医療・介護連携等の推進を図ることが重要である。その際には、医療や介護、健康づくり部局の庁内連携を密にするとともに、取組を総合的に進める人材を育成・配置していくことも重要である。

また、市町村でPDCAサイクルに沿った事業展開を行うことができるよう、地域包括ケア「見える化」システムを周知すること等が重要である。

国の動向

■第8次医療計画

「在宅医療の体制構築に係る指針」において、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの在宅医療の4つの機能整備に向け、『在宅医療に必要な連携を担う拠点』を医療計画に位置付けることとされた。

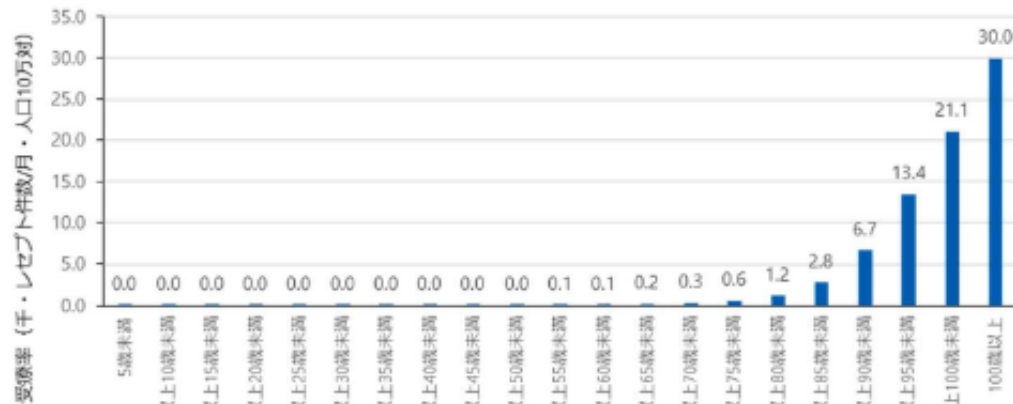


訪問診療の必要量について

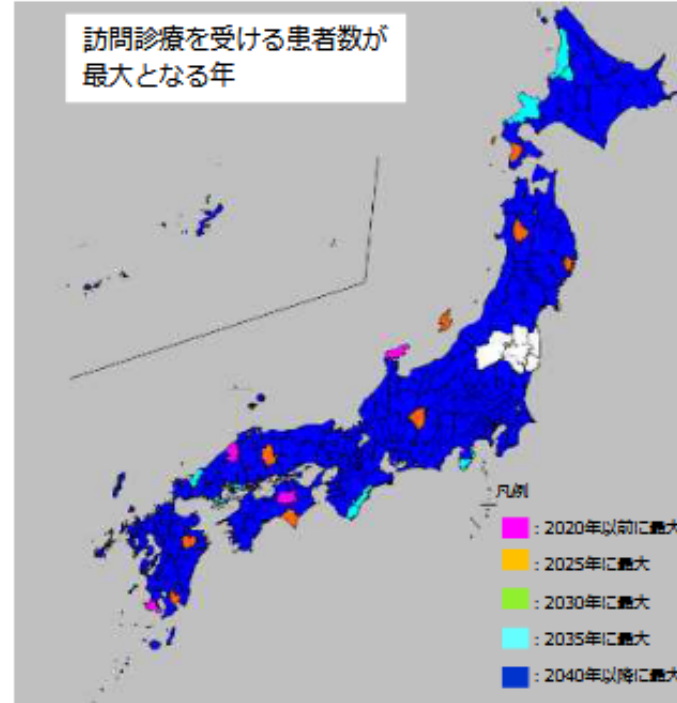
第12回第8次医療計画等に関する検討会資料
令和4年8月4日 1

- 年齢とともに訪問診療の受療率は増加し、特に85歳以上で顕著となる。
- 訪問診療の利用者数は今後も増加し、2025年以降に後期高齢者の割合が9割以上となることが見込まれる。
- 訪問診療の利用者数は多くの地域で今後も増加し、305の二次医療圏において2040年以降に訪問診療利用者数のピークを迎えることが見込まれる。

年齢階級別の訪問診療受療率（2019年度）



年齢階級別の訪問診療の将来推計



【出典】
受療率：NDBデータ（2019年度診療分）、住民基本台帳に基づく人口（2020年1月1日時点）を基に算出。
推計方法：NDBデータ（※1）及び住民基本台帳人口（※2）を基に作成した2019年度の性・年齢階級・都道府県別の訪問診療の受療率を、二次医療圏別の将来推計人口（※3）に機械的に適用して推計。なお、福島県については、東日本大震災等の影響により、市町村別人口がないことから推計を行っている。
※1 2019年度における在宅主診訪問診療科（Ⅰ）及び（Ⅱ）のレセプトを集計。
※2 2020年1月1日時点の住民基本台帳人口を利用。
※3 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」（出生中位・死亡中位）を利用。

訪問診療の受療率は
85歳以上で多くなる。

今後、2040年に向けて
訪問診療の患者数は
さらに増加していく
見込み。

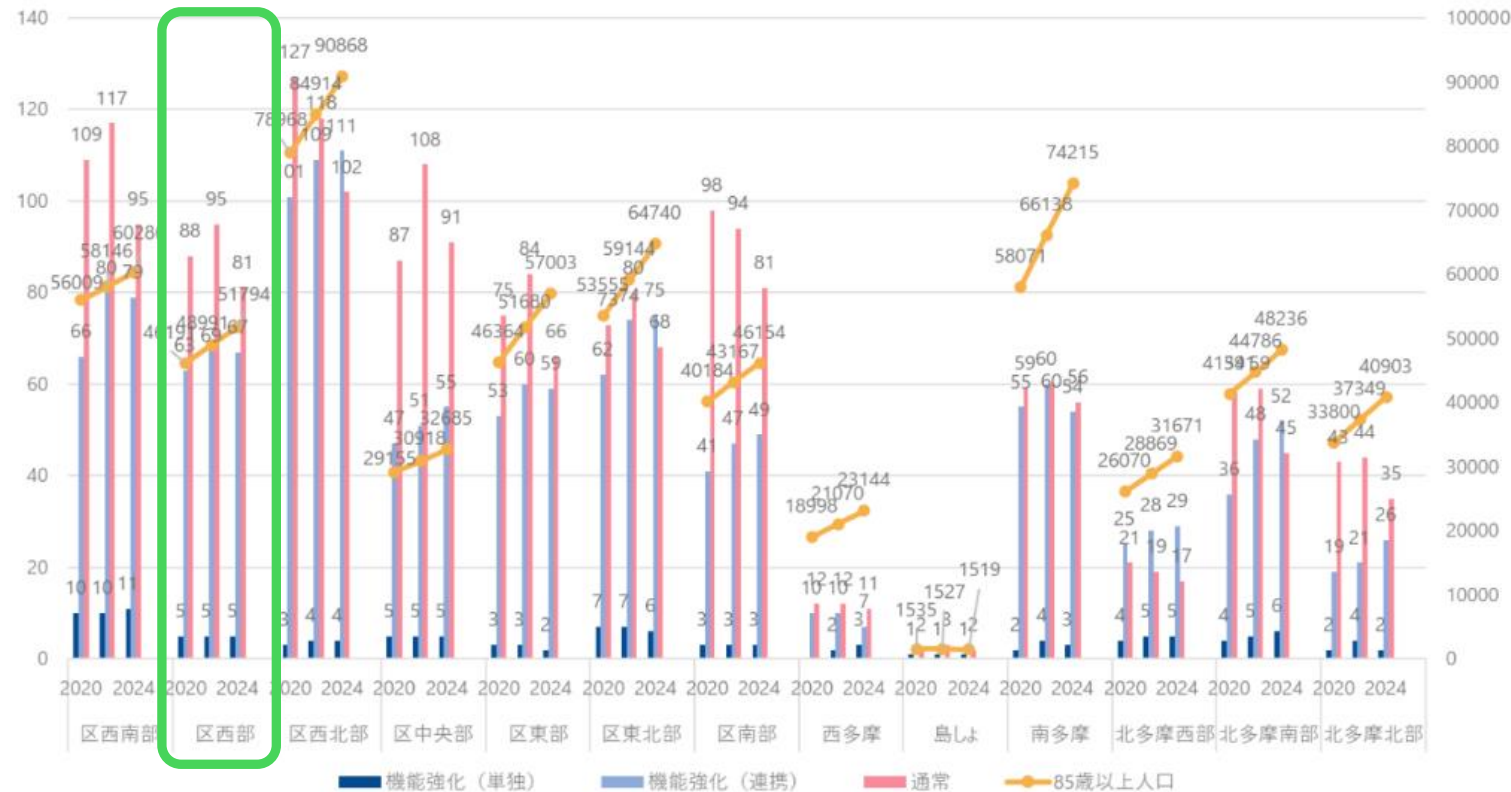


訪問診療を受ける
患者の9割は高齢者

東京都 東京都在宅支援診療所及び在宅療養支援病院 定例報告

二次医療圏ごとの在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院数及び85歳以上人口の経年比較 (東京都)

※定例報告で未報告及び患者数無しを除く



85歳以上人口の増加に合わせて、在宅療養支援診療所数及び在宅療養支援病院数が増加していることが望ましいが、そうでない場合は在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院 1 件あたりの負担が大きくなっていることが懸念される。

※在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の定例報告より集計 (定例報告で未報告及び患者数無しを除く)

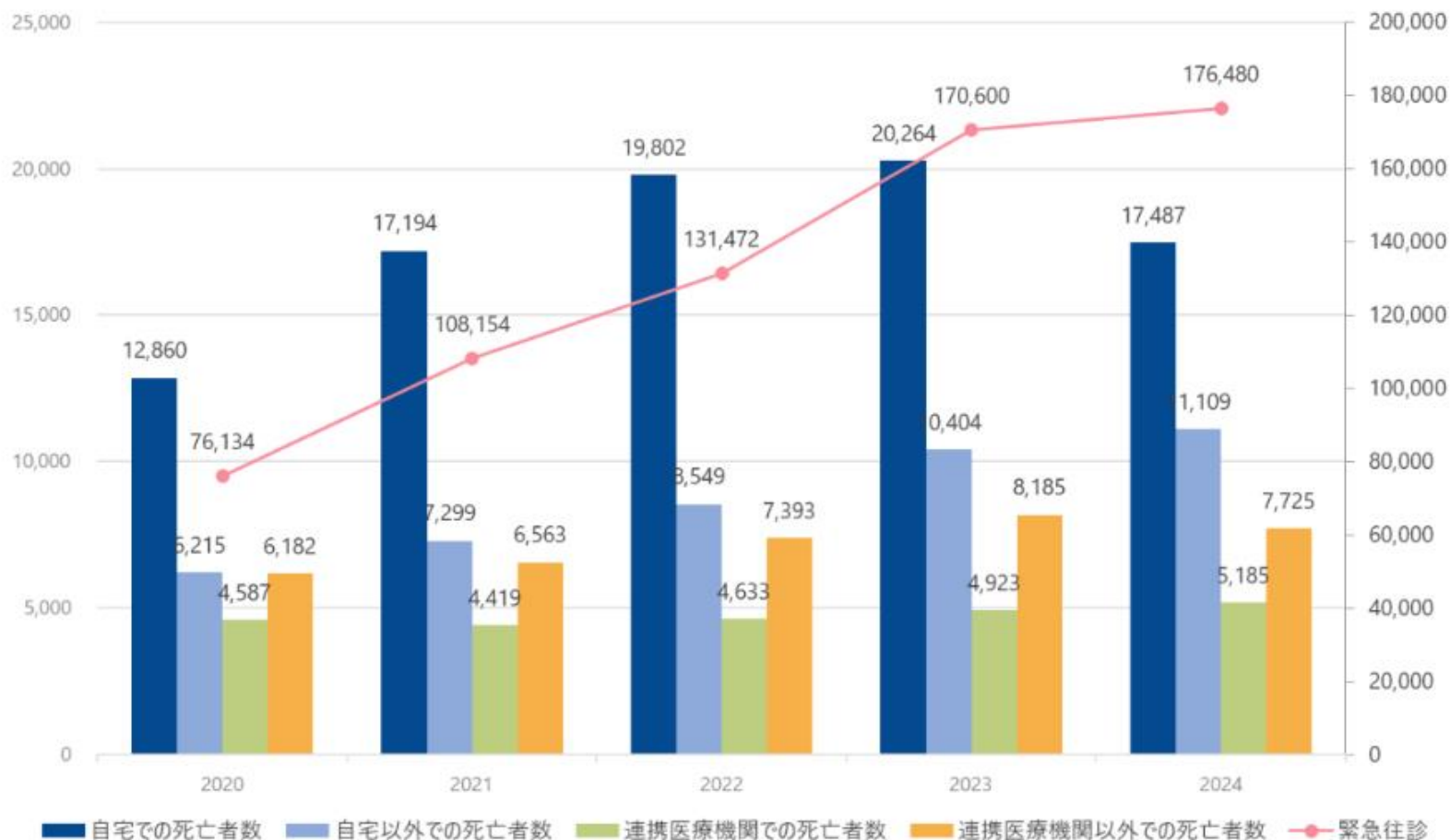
区西部（中野・新宿・杉並区）において、85歳以上人口は増加しているが、訪問診療の多くを担っている「在宅療養支援診療所」「在宅療養支援病院」数は横ばいとなっている。

引用：在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院に係る定例報告の経年比較（2024（R6）年度）東京都版より一部抜粋

死亡患者数及び緊急往診数の推移（東京都）

在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の定例報告をもとに、訪問診療を行った患者が亡くなった場所を集計。

東京都全体では自宅での死亡者数は2024年に減少に転じたが、緊急往診数は引き続き増加傾向にある。

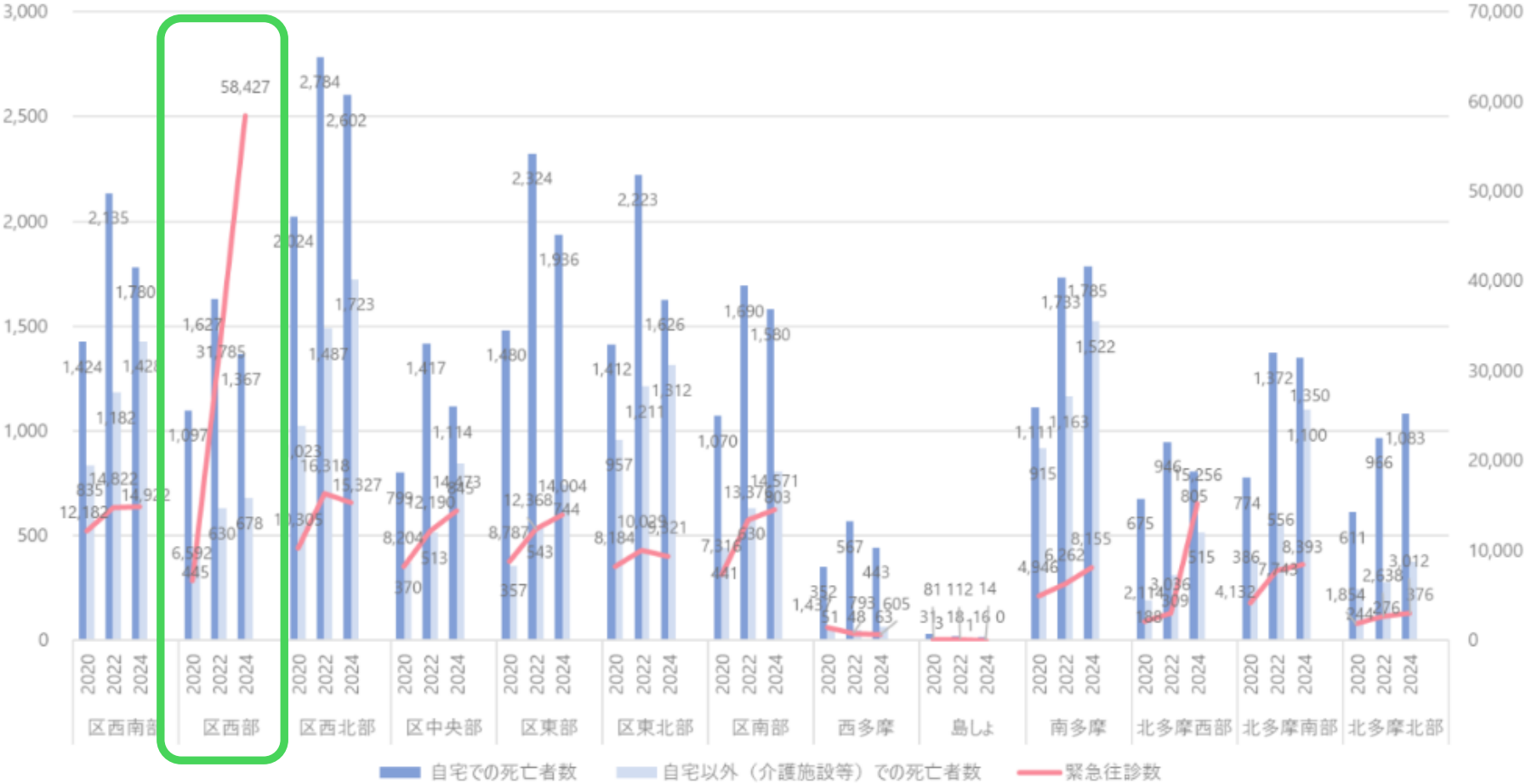


東京都において、訪問診療を受けていた患者のうち、自宅で死亡した患者数は減少している。しかし、緊急往診件数は増加している。

引用：在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院に係る定例報告の経年比較（2024（R6）年度）東京都版 より一部抜粋

死亡患者数及び緊急往診数の推移（東京都）

在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の定例報告をもとに、訪問診療を行った患者が亡くなった場所（自宅及び自宅以外（介護施設））を二次医療圏域ごとに集計。



区西部においても
緊急往診件数は
増加している。

引用：在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院に係る定例報告の経年比較（2024（R6）年度）東京都版より一部抜粋

※在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の定例報告より集計

中野区の在宅療養について

■在宅療養相談の状況

【相談件数の推移】

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
新規相談(実)	107	139	126	200	219	197	228
継続相談	18	25	15	93	142	123	223
合計(延)	125	164	141	293	361	320	451

【相談の傾向】

- 令和4年度より、在宅の独居・高齢者のみ世帯の相談割合が増加している。（新規相談の50％）
- 令和6年度の相談内容は「介護保険サービス」「施設入所・転院」「認知症」「医療機関（訪問診療・往診等）」に関する相談の順で多い。
- 相談者の多くは本人・家族。

中野区の在宅療養について

■在宅療養相談の状況

●在宅医療に関するもの

週に3回の輸血が必要、血中濃度により処方薬を調整してほしい、癌治療中で訪問診療に切り替える時期を悩んでいる、退院前に胃ろう造設をすすめられ相談にのって欲しい、内科で訪問診療を受けているが他科（精神科、皮膚科、整形外科、眼科）も診て欲しい、緩和ケアは在宅がいいかホスピスがいいか、精神的な問題で内科や歯科の通院ができない、えん下や栄養状態に不安がある

●在宅生活に関するもの

地域包括支援センター担当者・ケアマネジャー・介護事業所職員と合わない、認知症の介護について、心配な独居の高齢者がいる、訪問診療対象者の家族の認知機能に不安がある、重度の障害があっても通える通所先を探している

●施設入所、転院に関するもの

認知症の周辺症状がひどく施設入所を検討したい、医療的ケアのある方の入所先、退院を勧められたが自宅には戻れない、自宅に戻る前にリハビリを受けたい、退院したいのにさせてもらえない

■在宅療養コーディネーター

地域包括ケア推進課在宅療養推進係（区役所3階）に1名配置

【主な役割】

- 在宅療養者等に対する、医療機関、介護サービス事業所等、在宅療養に係るサービス等の紹介
- 在宅療養者等が抱える問題の解決に向けた医療機関、介護サービス事業所等との連携・調整
- 医療機関、介護サービス事業所等への在宅療養に関する助言・支援
- 在宅医療介護連携に係るネットワークの構築に関すること

中野区の在宅療養について

■なかのメディケアネット

令和元年 1 1 月より本格運用開始

【利用状況の推移】

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
登録事業者数	60	78	80	185	202	238
患者数	—	16	90	120	153	155

【活用されているケース（例）】

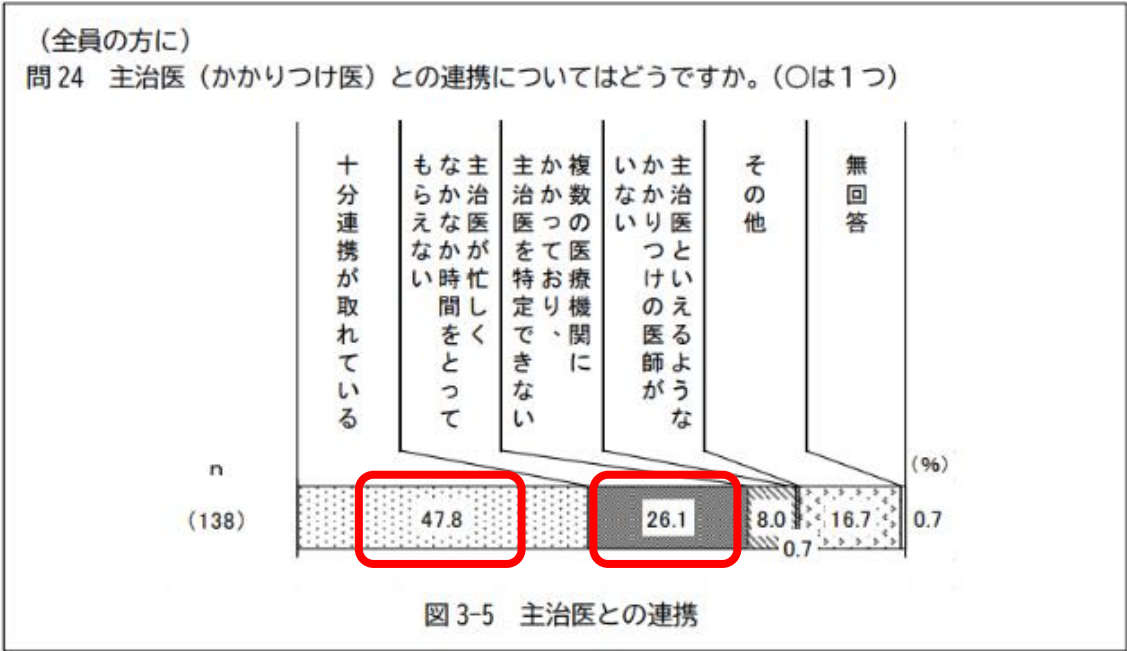
- 認知症がある方の服薬支援
- 家族からの情報共有や要望が頻繁で支援者間で共有する必要がある
- 障害福祉課、児童福祉課、児童相談所など区の各部署が関わっている
- 独居の方で自宅で亡くなられていた際の緊急対応、独居の方で訪問時不在などサービスがうまく回らない

中野区の在宅療養について

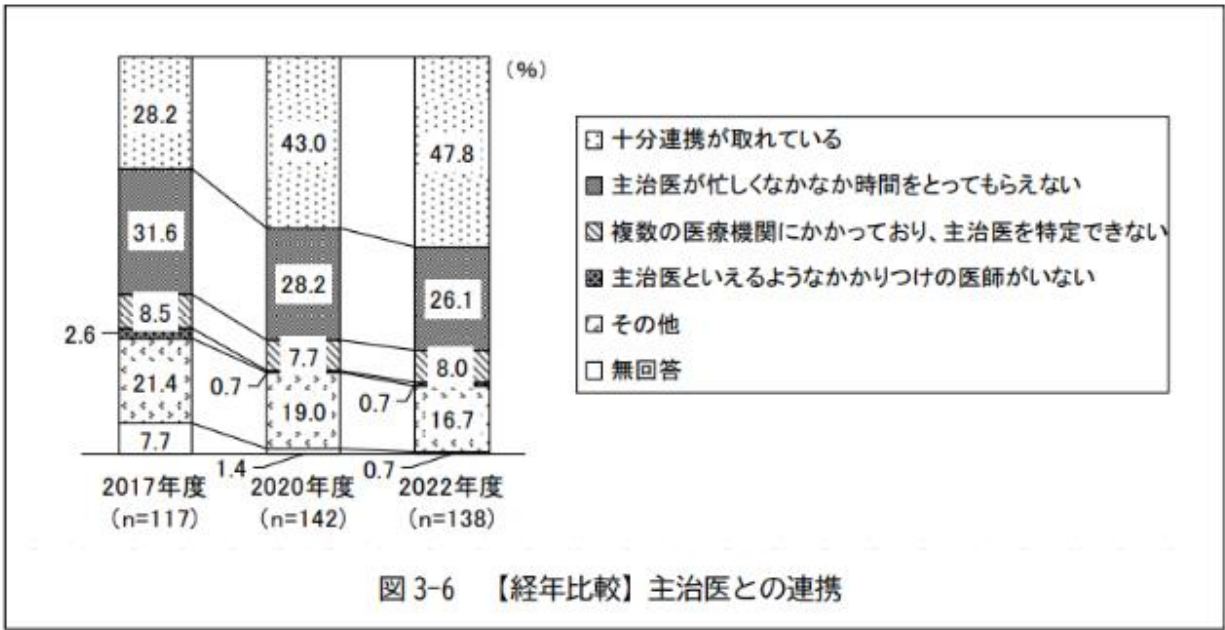
■令和4年度高齢福祉・介護保険サービス意向調査（ケアマネジャー調査より一部抜粋）

【主治医との連携】

主治医と「十分連携が取れている」と感じているケアマネジャーは47.8%
「主治医が忙しくなかなか時間をとってもらえない」は26.1%



「十分連携が取れている」が4割台後半で最も高く、次いで「主治医が忙しくなかなか時間をとってもらえない」が2割台半ばとなっている。

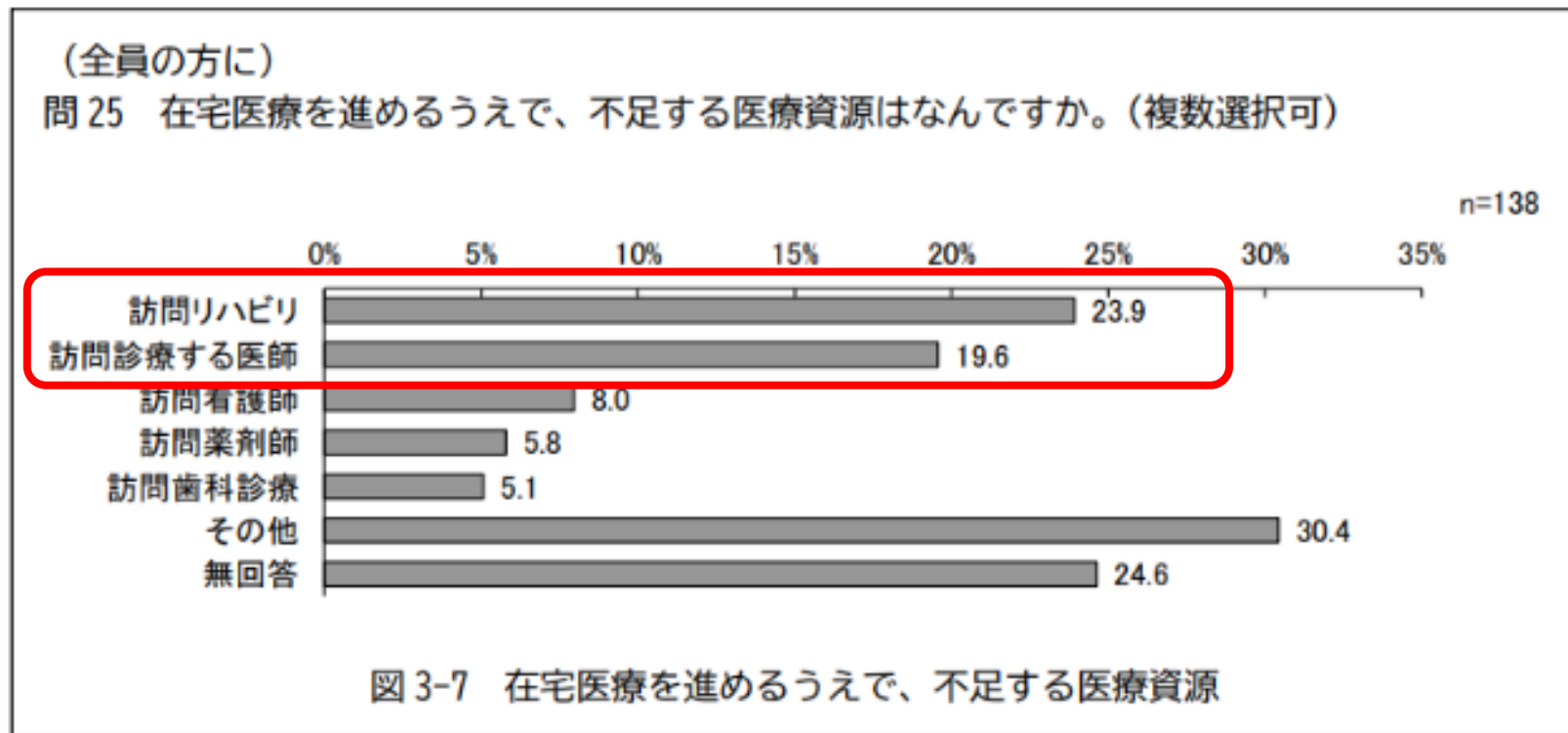


経年比較では、「十分連携が取れている」は年々増加しており、2020年度と比べて4.8ポイント増加している。

中野区の在宅療養について

■令和4年度高齢福祉・介護保険サービス意向調査（ケアマネジャー調査より一部抜粋）

【在宅医療を進めるうえで不足する医療資源】



「訪問リハビリ」が23.9%

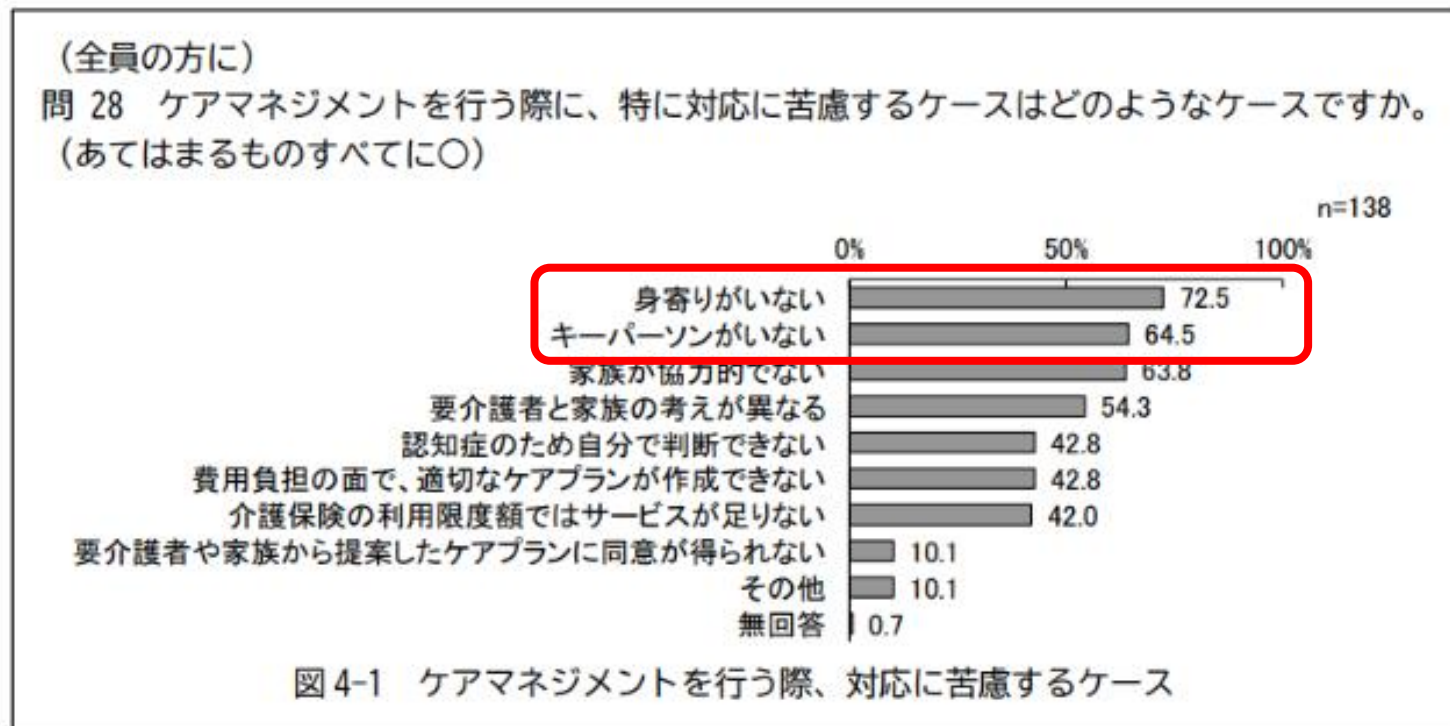
「訪問診療する医師」が19.6%

「訪問リハビリ」が2割台前半で最も高く、次いで「訪問診療する医師」が約2割となっている。

中野区の在宅療養について

■令和4年度高齢福祉・介護保険サービス意向調査（ケアマネジャー調査より一部抜粋）

【ケアマネジメントを行う際に対応に苦慮するケース】



「身寄りがいない」 72.5%

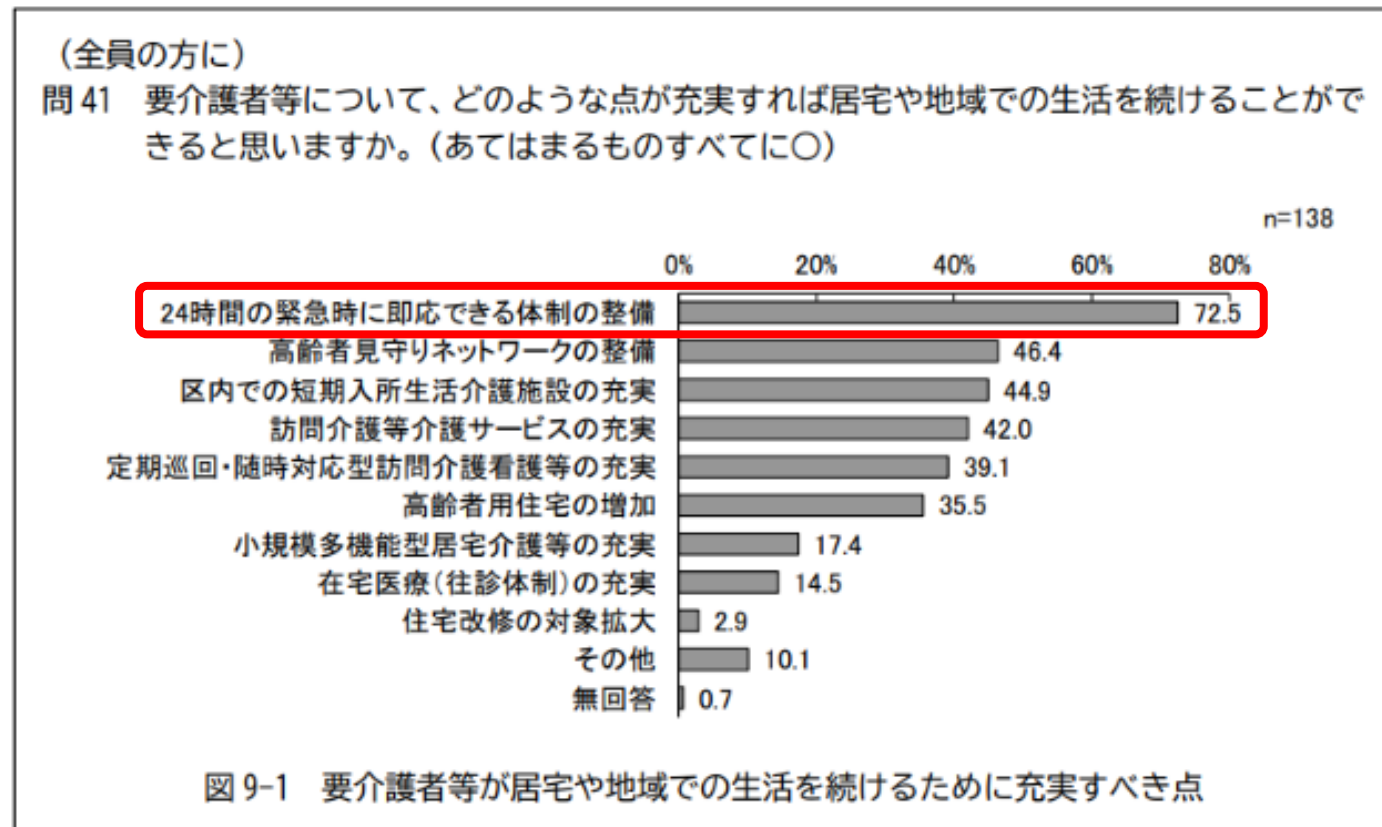
「キーパーソンがいない」 64.5%

「身寄りがいない」が約7割で最も高く、次いで「キーパーソンがいない」、「家族が協力的でない」が6割台半ばとなっている。

中野区の在宅療養について

■令和4年度高齢福祉・介護保険サービス意向調査（ケアマネジャー調査より一部抜粋）

【要介護者等が居宅や地域での生活続けるために充実すべき点】



「24時間の緊急時に即応できる体制の整備」の充実が必要だと感じている。（72.5%）

「24 時間の緊急時に即応できる体制の整備」が7割台前半を占めている。

テーマ2

「ケアラー支援」

現状について

■令和4年度高齢福祉・介護保険サービス意向調査（介護サービス利用調査より一部抜粋）

主な介護者

主な介護者の性別

主な介護者は子が全体で5割、次に配偶者 性別は、6～7割が女性となっている。

問1 主な介護者の方は、どなたですか。（1つを選択）

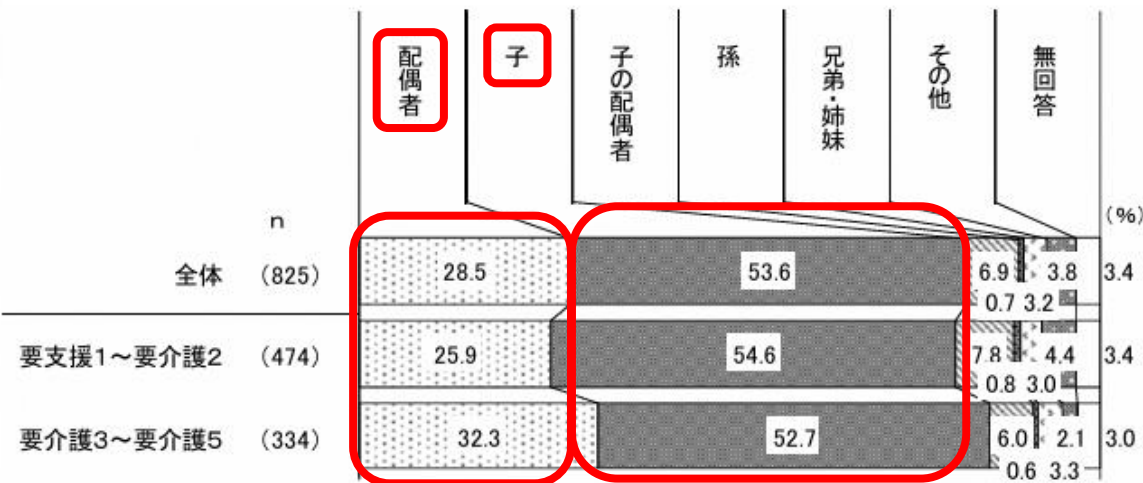


図 2-2 主な介護者

問2 主な介護者の方の性別について、ご回答ください。（1つを選択）



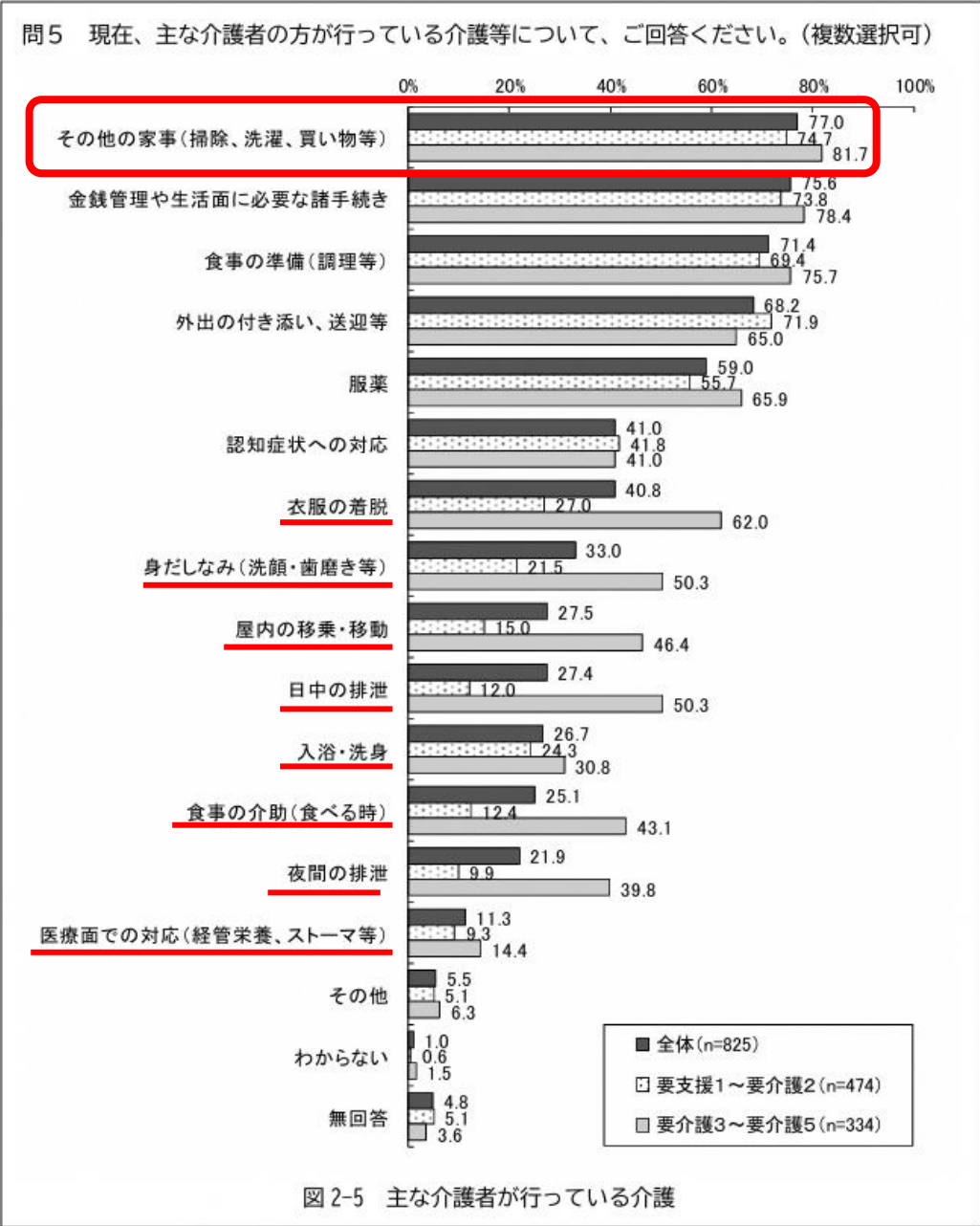
図 2-3 主な介護者の性別

■令和4年度高齢福祉・介護保険サービス意向調査（介護サービス利用調査より一部抜粋）

主な介護者がおこなっている介護

「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が7割台後半全体では、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が7割台後半を占め、上位5項目まではいずれも過半数を占めている。

要介護度別では、「外出の付き添い、送迎等」「認知症状への対応」を除く全ての項目で要介護3～要介護5の方が高くなっている。また、「衣服の着脱」以降の項目で要介護度別の差が顕著にみられる。



■令和4年度高齢福祉・介護保険サービス意向調査（介護サービス利用調査より一部抜粋）

主な介護者が不安に感じる介護

全体では、「認知症状への対応」が約4割で最も高くなっている。要介護度別では、いずれも「認知症状への対応」が最も高く、次いで「夜間の排泄」となっている。

問6 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください。（現状で行っているか否かは問いません）（3つまで選択可）

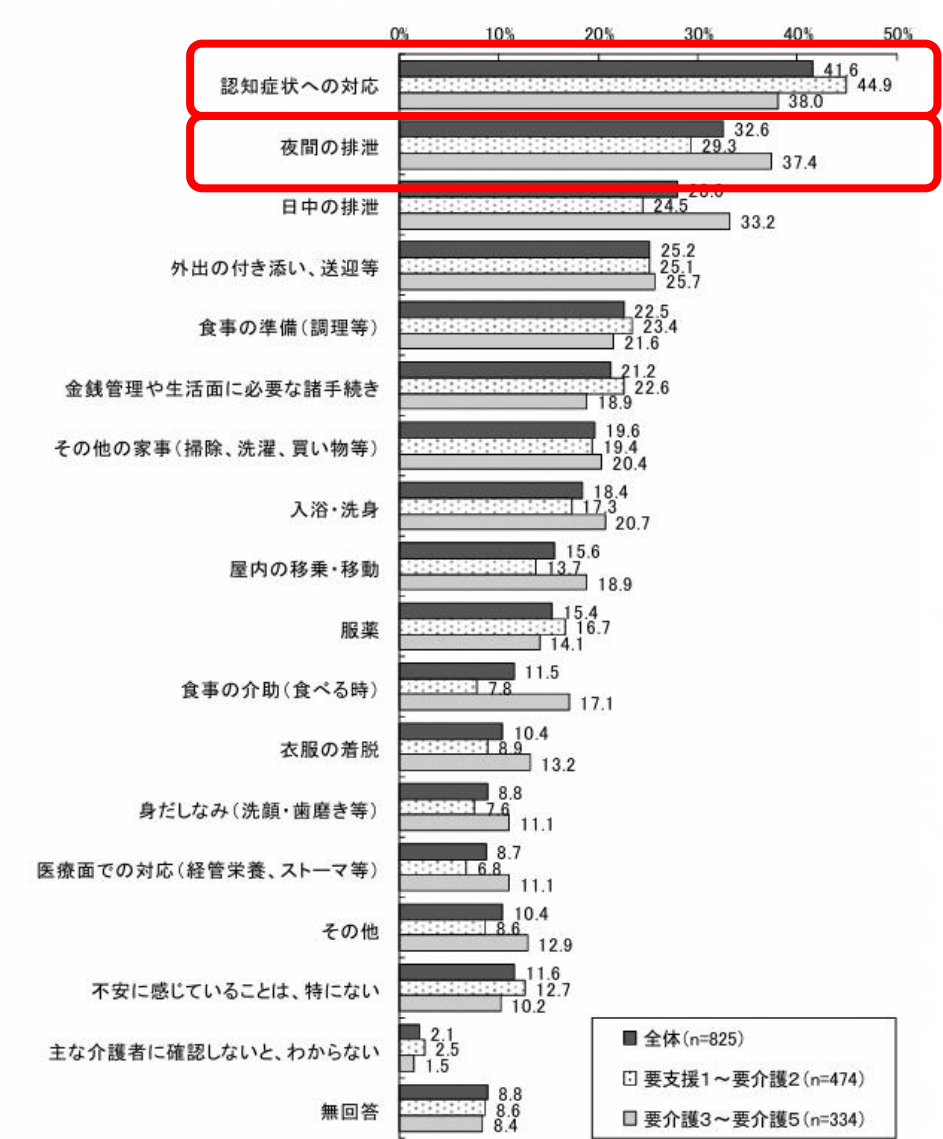
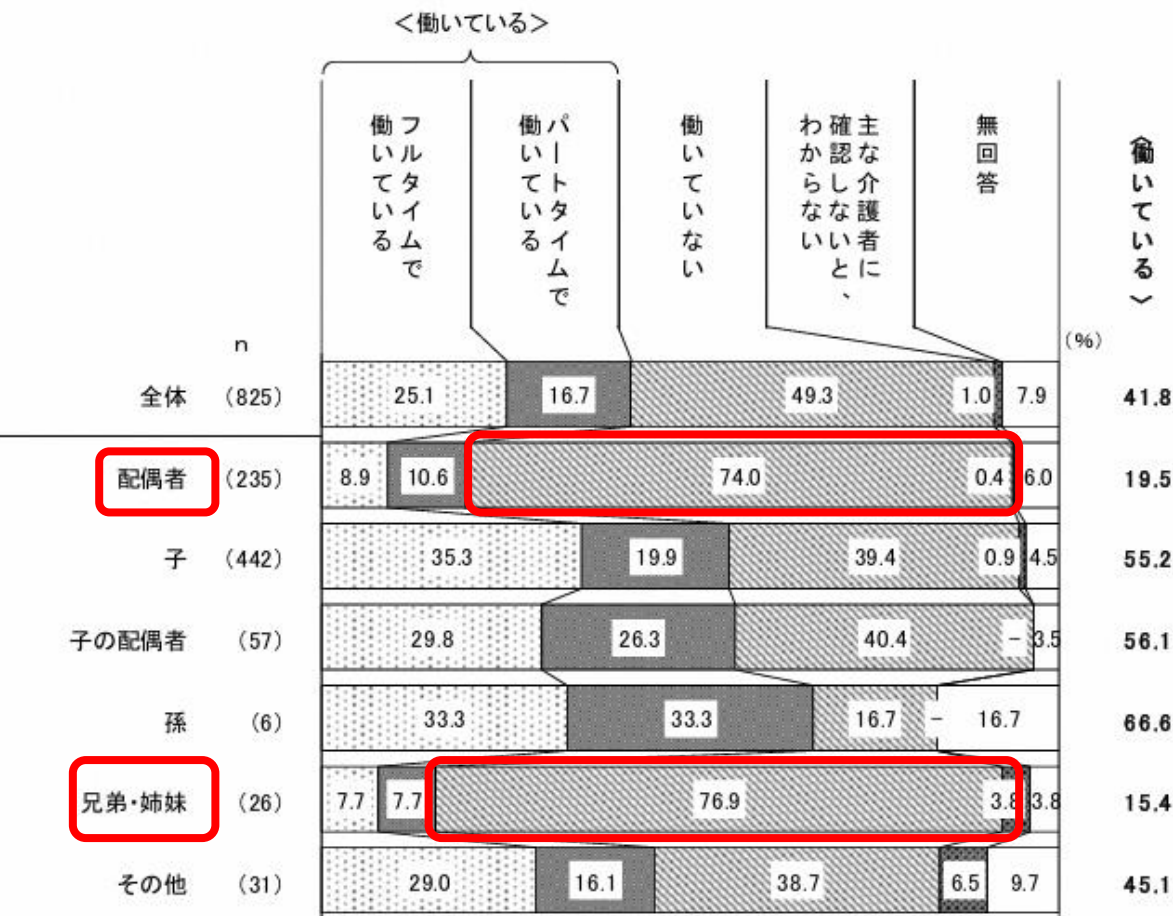


図 2-6 主な介護者が不安に感じる介護

■令和4年度高齢福祉・介護保険サービス意向調査（介護サービス利用調査より一部抜粋）

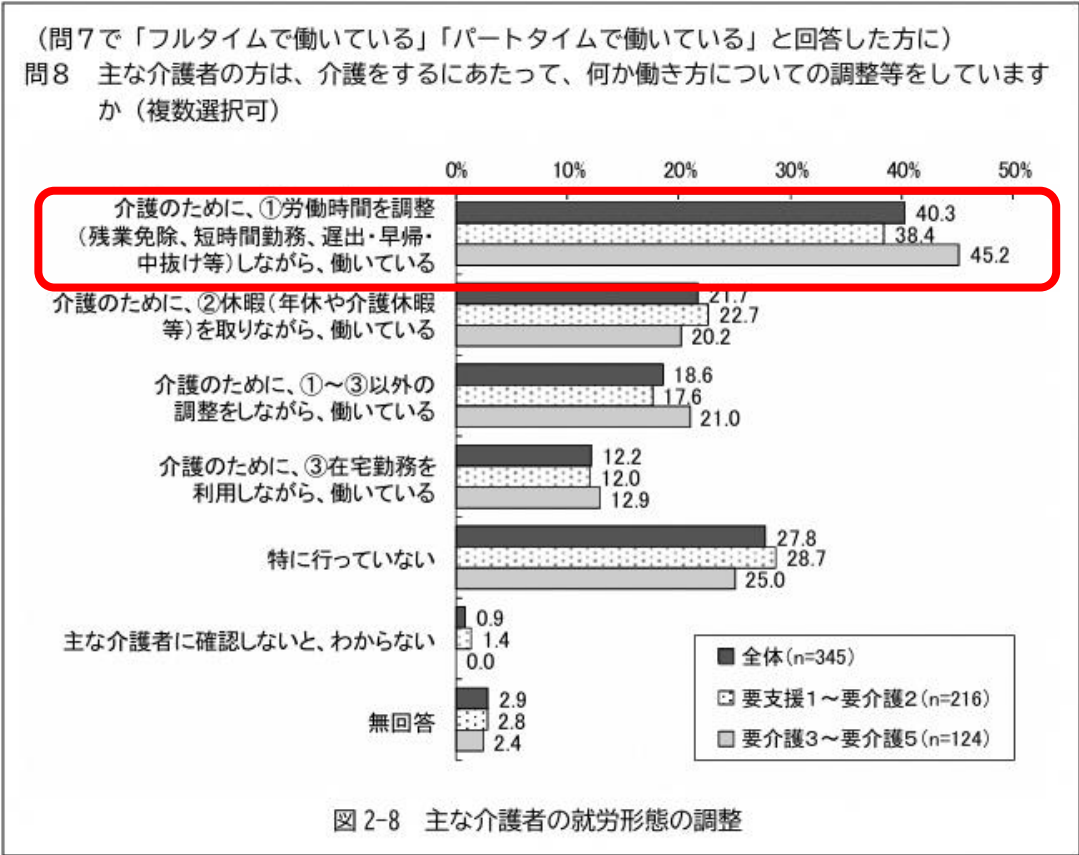
（主な介護者別）主な介護者の現在の勤務形態

主な介護者別では、配偶者と兄弟・姉妹で「働いていない」が高くなっており、いずれも7割台半ばとなっている



主な介護者の就労形態の調整

全体では、「介護のために、①労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）しながら、働いている」が約4割で最も高くなっている。要介護度別では、要介護3～要介護5で「介護のために、①労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）しながら、働いている」が高くなっている。



なかのオレンジカフェ

chapter
7

オレンジカフェってどんな場所？

※詳細は各カフェにお問い合わせください。



01 オレンジカフェ土屋
場 所 中野区本町二丁目51番5
ユースタイルクラブ中野上
日 時 毎月第1・3・5日曜日 13:30~15:00
問合せ 03-6310-7308



02 オレンジカフェアロハ
場 所 中野区上野田二丁目45番10号
アロハダイニング
日 時 毎月第2日曜日 11:00~13:00
問合せ 03-5318-9220



03 オレンジカフェとんぼ
場 所 中野区東中野四丁目2番16号
家の中野ハウス・ガーデン
日 時 毎週水曜日 14:00~16:00
問合せ 090-7244-0091



04 小淀ホームスマイルcafé
場 所 中野区中央一丁目18番3号
小淀ホーム
日 時 毎月第2日曜日 10:00~11:30
問合せ 03-3366-6511



05 オレンジカフェなごみ
場 所 中野区野方一丁目29番4号
竹ビル1階
日 時 毎月第4日曜日 14:30~16:30
問合せ 080-3171-4578



06 オレンジカフェラナイ
場 所 中野区上野田五丁目47番11号
ライオンビル事務所
日 時 毎月第2日曜日 13:00~15:00
問合せ 080-3533-9220



16 オレンジにここ茶屋
場 所 中野区東中野四丁目4番5号
東中野アパートメント510号
日 時 毎月第2日曜日 14:00~
問合せ 090-9153-8011



17 オレンジカフェさかうえ
場 所 中野区本町一丁目31番6号
マンション中野上203号室
日 時 毎週水曜日 10:00~12:00
問合せ 03-5304-5080



15 Nカフェ
場 所 中野区中野四丁目10番2号
スターバックスコーヒー中野セントラルパーク店隣
日 時 年4回
問合せ 03-3228-5785 (地域包括ケア推進課)



18 ほっとカフェ広町(ひろまち)
場 所 中野区弥生町六丁目2番
コーシロハム中野弥生町コミュニティサロン
日 時 毎月第2・4日曜日 12:00~15:00
問合せ 090-5525-2136



14 おしゃべりカフェ
場 所 中野区南台二丁目24番15号
南台商店街南側南台会館
日 時 毎月第2・4日曜日 14:00~16:00
問合せ 090-3540-3321



13 オレンジカフェ陽だまりの輪中野
場 所 中野区南台4丁目57番1号
陽だまりの輪中野会館
日 時 毎月第2・4日曜日 13:30~16:00
問合せ 080-6552-5599



12 みかんライブラリー
場 所 中野区白旗1丁目14番8号しらさき坂
日 時 毎月第3日曜日 13:00~15:30
問合せ 03-5356-5447



11 気まぐれカフェゆあい
場 所 中野区古田二丁目24番11号
グループホームゆあい
日 時 毎月第3日曜日 13:30~15:30
問合せ 03-3389-5515



10 オレンジカフェさぎのみや
場 所 中野区南台三丁目22番5号
南台市民活動センター3階
日 時 毎月第3日曜日 13:30~15:30
問合せ 090-9672-6585



09 オレンジカフェきょうりつ
場 所 中野区中野五丁目45番4号
中野区立中野五丁目4番多目的室
日 時 毎月第2日曜日 14:00~15:00
問合せ 03-3386-9139



07 えこも亭
場 所 中野区江古田三丁目14番19号
東京総合保健福祉センター 江古田の森
日 時 毎月5日 14:00~16:00
問合せ 03-5318-3711



08 オレンジカフェふくろう
場 所 中野区沼袋二丁目30番6号
Kビル1階
日 時 毎月第1日曜日 14:00~16:00
問合せ 03-3389-2963

令和7年3月末現在
20か所

- ・ 認知症の方
 - ・ ご家族
 - ・ 支援者の方 等
- どなたでも参加可能

認知症地域支援推進事業

令和7年度版

中野区認知症地域支援推進事業

なかのなかま

どなたでも
気軽に
立ち寄れて
自由に
相談が
できて
ゆったり
過ごして
いただけ
る
そんな場所が
区内に
4か所
あります

足を運んで
みませんか？

中野区地域支えあい推進部
地域包括ケア推進課 在宅療養推進係

電話番号 03-3228-5785
FAX 03-3228-5620
メール ninchisyou@city.tokyo-nakano.lg.jp

裏を→
見てね

ささえさんプラザ

【会場】しらさぎ桜苑 3階
(白鷺1-14-B)
駅ノ宮駅南口から徒歩5分

【開催スケジュール】
毎日開催 開始時間 プログラム
第1水曜日 9:30～ ささえサロン(ゆったりとしたカフェです)
第2火曜日 13:00～ 居浴タイム(楽しい会話をしながらお茶を飲みながら)
第3木曜日 13:00～ シアターカフェ(映画を見終わったらかフェもあります)
第4水曜日 13:00～ カフェ(どなたでもどうぞ)

【参加費】無料
☎ 03-5356-5447

少しづつ違いますが、
ご自身に合うものを見つけてください！

詳しくはこちらのチラシ

Dサロン・オハナ

【会場】あいロード広場
(新井1-22-6)
中野駅から徒歩11分
新井薬師前駅から徒歩11分

【開催日】第1～第4月曜日
【時間】13時～16時
【参加費】100円
☎ 070-5073-9325

認知症に優しい
地域づくりを
目指しています
Dサロン・オハナで
お話ししませんか？

詳しくはこちらのチラシ

中野区マップ

いつものところ

【会場】コスモ会館(常生町3-14-6)
中野新橋駅から徒歩10分

【開催日】毎週火曜日
【時間】13時～16時
【参加費】無料
☎ 03-6277-4624

まずは
お近くの
会場！

川島商店街
近くの方多く参加
いただいています
お気軽に
お立ち寄りください

寄り添いカフェ

【会場】東中野キングス・ガーデン
(東中野4-2-16)
東中野駅から徒歩2分
港台駅から徒歩6分

【開催日】毎週火曜日
【時間】10時～13時
【参加費】無料
☎ 03-3368-5200

ほっと一息つけるカフェを開いています
おいしいお茶とお菓子(無料)を用意して
お待ちしております！

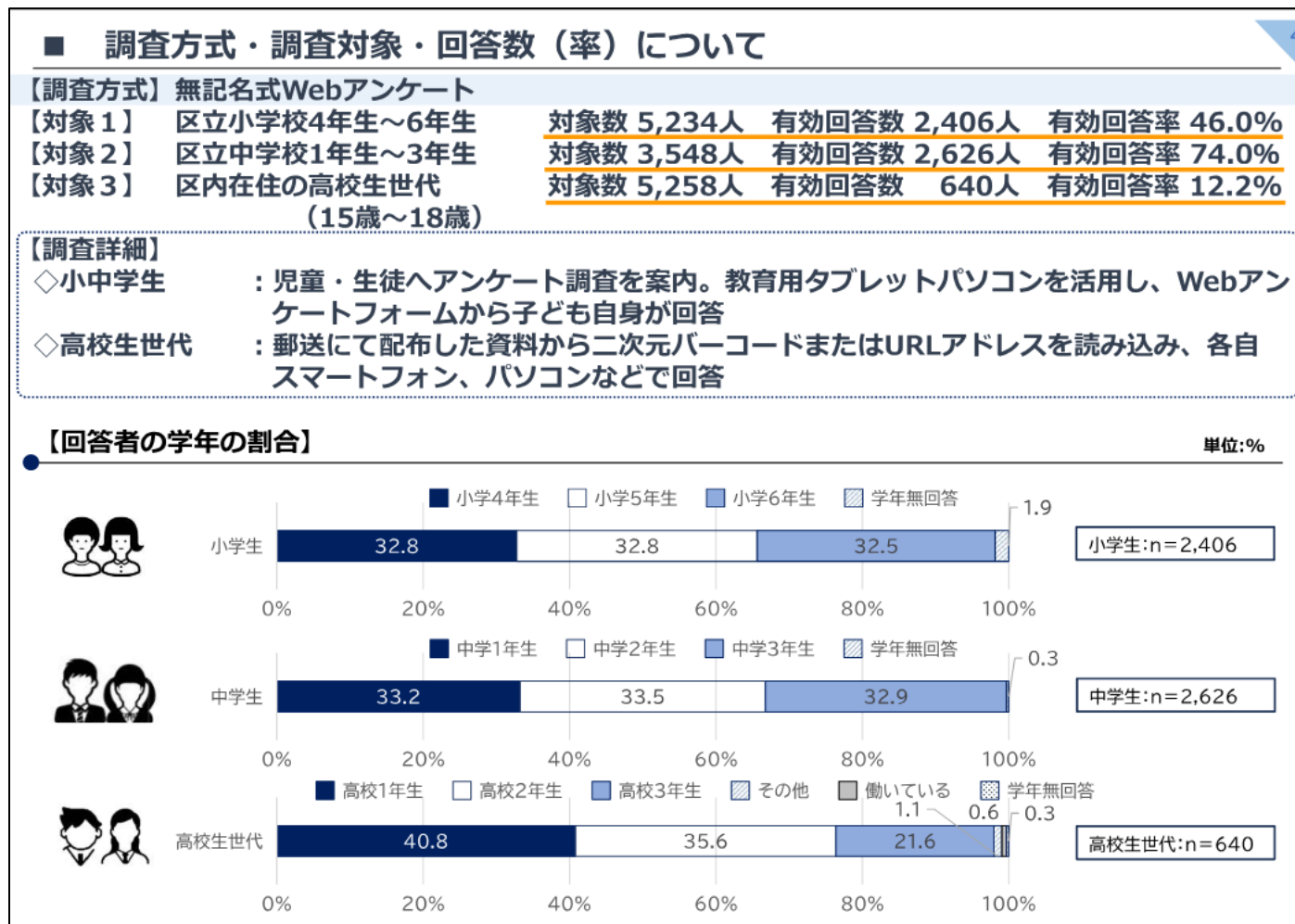
詳しくはこちらのチラシ

開催状況の詳細は各施設にお問い合わせください

- 区内4か所に認知症支援の拠点として設置
- 週1回程度実施
- だれでも参加可能
- 認知症支援の専門職を配置
- 個別相談を受け、必要時、地域包括支援センター等関係機関への引継ぎも行う。

中野区のヤングケアラー支援

■実態調査の実施（令和5年度）



■ お世話をしている子どもの割合

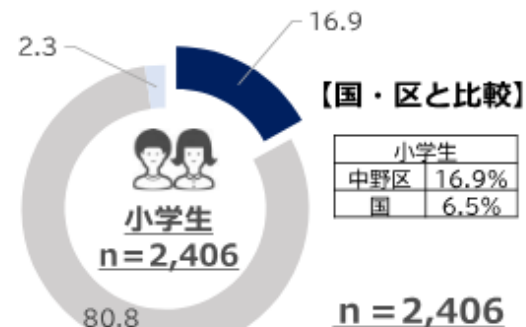
17

結果の
ポイント

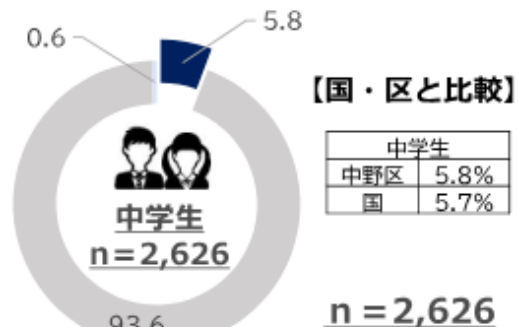
1

お世話をしている家族が「いる」と回答した小学生は16.9%（5人に1人）、中学生5.8%（17人に1人）、高校生世代は4.5%（22人に1人）。特に小学生が国と比較すると10.4ポイント高い。

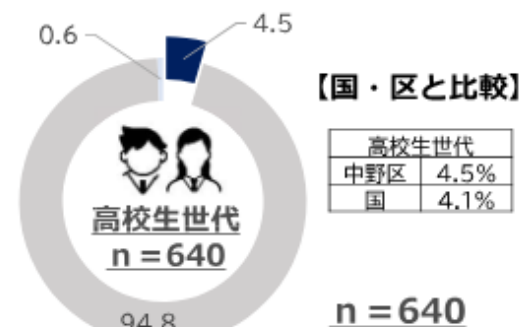
小学生の約5人に1人
16.9%が「いる」と回答



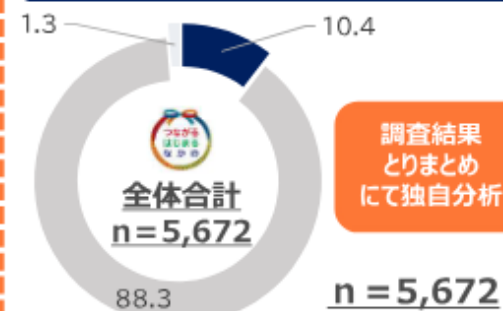
中学生の約17人に1人
5.8%が「いる」と回答



高校生世代の約22人に1人
4.5%が「いる」と回答



調査回答者の子どもの約9人に1人
10.4%が「いる」と回答



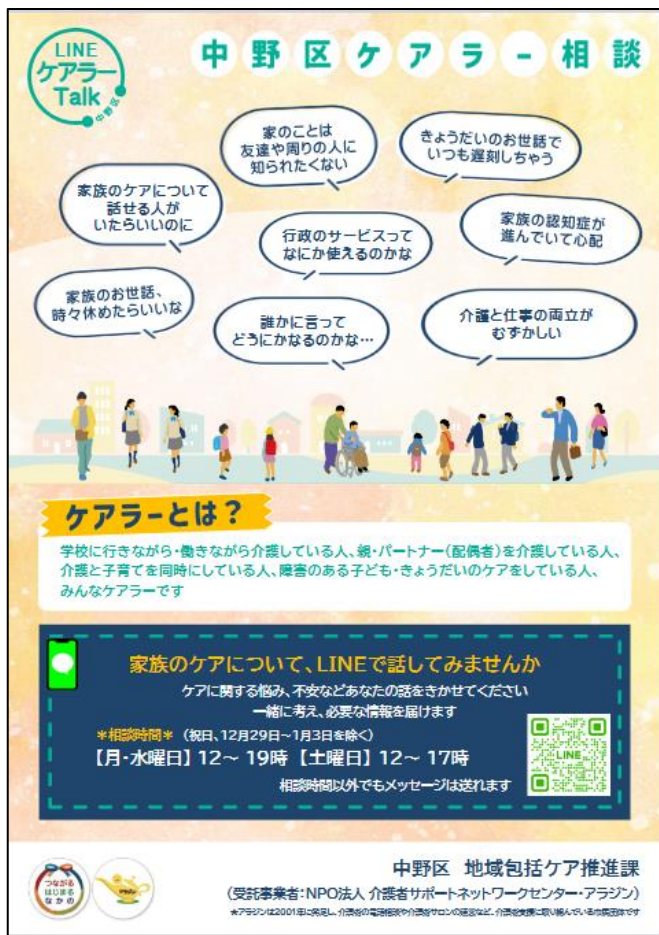
【お世話の有無の人数】

単位：人

	いる	いない	未回答
小学生	407人	1,944人	55人
中学生	152人	2,459人	15人
高校生世代	29人	607人	4人
調査対象全体	588人	5,010人	74人

調査回答者の9人に1人が
『お世話をしている家族が
「いる」』と回答している。

■ヤングケアラー・ケアラー LINE相談「ケアラーTalk」



LINE ケアラーTalk

中野区 ケアラ - 相談

家族のケアについて
話せる人が
いたらいいのに

家のことは
友達や周りの人に
知られたくない

きょうだいのお世話で
いつも遅刻しちゃう

行政のサービスって
なにが使えるのかな

家族の認知症が
進んでいて心配

家族のお世話、
時々休めたらいいな

誰かに言って
どうかなるのかな...

介護と仕事の両立が
むずかしい

ケアラーとは？

学校に行きながら・働きながら介護している人、親・パートナー（配偶者）を介護している人、介護と子育てを同時にしている人、障害のある子ども・きょうだいのケアをしている人、みんなケアラーです

家族のケアについて、LINEで話してみませんか

ケアに関する悩み、不安などあなたの話をきかせてください
一緒に考え、必要な情報を届けます

相談時間（祝日、12月29日～1月3日を除く）
【月・水曜日】12～19時 【土曜日】12～17時
相談時間以外でもメッセージは送れます

中野区 地域包括ケア推進課
（受託事業者：NPO法人 介護者サポートネットワークセンター・アラジン）

■ヤングケアラー コーディネーター配置



**中野区にはヤングケアラー
コーディネーター
がいます！**

こんなとき、ご連絡ください
ヤングケアラーコーディネーターが話を聞き、一緒に考え、関係機関と連携をとります

子どもが相談できる
機関を知りたい

ヤングケアラーに
かもしれない
気になる子どもがいる

ヤングケアラーに
ついて
正しく理解したい

どんな
声掛けをしたらよいかわからない

ヤングケアラーに
ついて
地域で支援したい

どのような支援が
あるのかわからない

支援に繋がる
橋渡しをしてほしい

中野区のヤングケアラーコーディネーターは、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師や元ヤングケアラーなど、ヤングケアラー支援の現場に携わっている複数のメンバーが担当しています

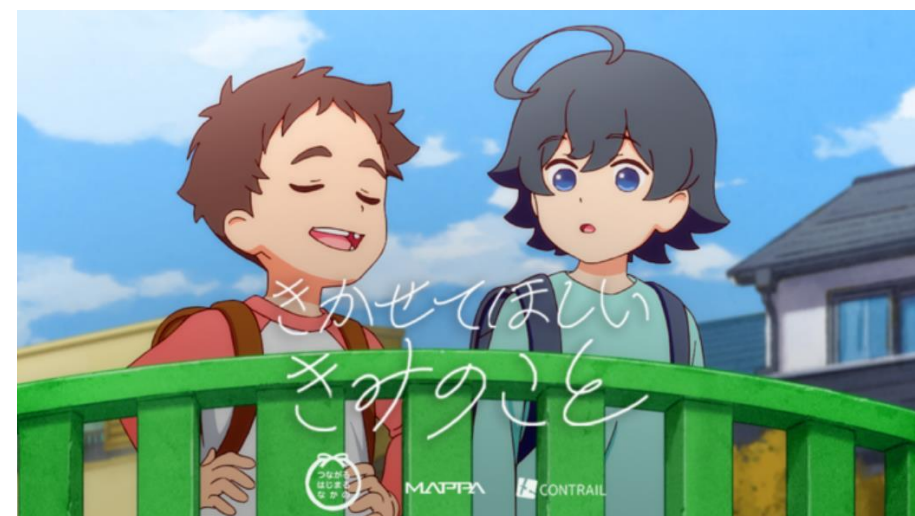
【ご相談・お問い合わせなど、お電話やメールで受付しています】

03-6336-3506
（受付時間 / 月・火・水・金 10:00～16:00）

nakanoycc62713@gmail.com

中野区 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係
（受託事業者：NPO法人 介護者サポートネットワークセンター・アラジン）

■ヤングケアラー ショートアニメ



地域で取り組まれているケアラーの居場所・相談先の例

暮らしの保健室

～認知症ルーム～

野方区民活動センターの一室にて、暮らしの保健室～認知症ルーム～を開催しています。

認知症が心配な方、認知症の診断を受けた方、また認知症の人を介護しているご家族など、どなたでも気軽に集える場です。心配事や困った事はもちろん、楽しい話や介護の情報交換など皆さんと一緒にお話ができればいいなと思っています。江古田地域包括支援センターの職員がお待ちしております。ぜひ、一度いらしてください。お会いできることを楽しみにしています。

場所：中野区野方5-3-1
野方WIZ 3階 洋室C（暮らしの保健室の旗がでてます）
日時：毎月第4火曜日 14時から16時

この度、カフェをオープンしました。地域づくりを目指し、暮らしの保健室を併設しています。

「地域づくり」とは・・・
安心して、いきいきと暮らせる住みよい地域社会を構築するため、住民が主体となって地域課題を解決していく活動や取り組みのことを言います。

お茶やお菓子をご用意しています。どなたでもお気軽にお立ち寄りください。

お問い合わせ：江古田地域包括支援センター
03-3387-5550

cafe と暮らしの保健室

丸ノ内線 中野坂上駅徒歩8分
大江戸線 西新宿五丁目駅徒歩8分
京王バス 渋谷64系統 弥生町一丁目徒歩2分

Café energize
営業日：月・金・土・日
7:00～20:00
暮らしの保健室
開室日：月・火・水
10:00～17:00

〒164-0012 東京都中野区本町2-5-6
☎ 03-6300-0107
cafe energize

中野区医師会訪問看護ステーション 『まちの保健室』

各種測定＆健康相談

無料 中野区医師会館で開催
予約制となりますので
03-3384-1480 にお電話ください

毎週水曜日 13～16時

「医療機関へかかってないが、自分の健康、家族の健康がちょっと気になる」という方のための、血圧や酸素飽和度などの測定、ならびに健康のご相談を看護の専門家に気軽にいただける場をつくりたいという思いで、『まちの保健室』を開設いたしました。年齢は問いません。ご自身の健康の事やお子さんの事やお身体の障害について、どうしたらよいかわっていることなどを一緒に考えてみませんか？保健師・看護師が対応いたします。

- 各種からだ測定
体重・BMI・体脂肪率・からだ年齢・体温・血圧・酸素飽和度、など
- 健康相談
ご自分の健康のこと、食事のこと、毎日の生活で心がけるべきこと、ご家族のことなど、何でもかまいません。お気軽に看護師に話してみませんか。

中野区医師会訪問看護ステーション
TEL:03-3384-1480
(平日 9時～17時、担当:松井)
中野区中野2-27-17(中野区医師会館)

暮らしの保健室 野方

がんカフェはじめます

がんの患者さん・ご家族・知人など
どなたでも、参加歓迎

8月8日(金曜日)
午後2時から

あなたの不安はみんなの不安
あなたの悩みはみんなの悩み
ひとりで抱えず話せば、元気をもらえます

場所：3階 洋室C
毎月第2金曜日午後2時から



参加費無料

問合せ先 野方区民活動センター
(山地・大和田)
Tel.03-3330-4383

他自治体のケアラー支援条例 制定状況(一部抜粋)

条例名	公布	施行
埼玉県ケアラー支援条例	令和2年3月31日公布	令和2年3月31日施行
白河市ケアラー支援の推進に関する条例	令和4年9月30日公布	令和4年9月30日施行
戸田市ケアラー支援条例	令和5年3月31日公布	令和5年4月1日施行
さいたま市ケアラー支援条例	令和4年7月1日公布	令和4年7月1日施行
栃木県ケアラー支援条例	令和5年3月17日公布	令和5年4月1日施行
茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例	令和3年12月14日公布	令和3年12月14日施行

【参考】さいたま市のケアラー支援条例

【概要版】さいたま市ケアラー支援条例

第1条 目的

- ・ケアラー支援に関し、基本理念を定め、市の責務、市民等・事業者・関係機関・学校等の役割を明らかにする。
- ・ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、ケアラーに係る負担の軽減又は解消を図り、もって全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与する。

第2条 定義

用語	意義
ケアラー	高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助（以下「介護等」という）を提供する者
ヤングケアラー	ケアラーのうち18歳未満の者
市民等	市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体
事業者	市内において事業活動を行う者
関係機関	介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関
学校等	関係機関のうち、ヤングケアラーと関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関
民間支援団体	ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体

第3条 基本理念

- ケアラー支援は、次に掲げる理念にのっとり、推進されなければならない。
- ・全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われるべきもの。
 - ・市、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われるべきもの。
 - ・ヤングケアラーとしての時期が社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養う重要な発達段階であることに鑑み、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健全な成長及び発達並びに自立が図られるように行われるべきもの。

第4条 市の責務

- ・ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- ・支援を必要としているケアラーの早期発見に努める。
- ・前2項の施策を円滑に実施することができるよう、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等と相互に連携し、及び協力する。

第5条 市民等の役割

- ・ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮する。
- ・市が実施するケアラー施策に協力するよう努める。

第6条 事業者の役割

- ・ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努める。
- ・雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努める。

第7条 関係機関の役割

- ・ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、その業務を行うに当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努める。
- ・日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、業務を通じて関わりのある者及びその家族等がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態及びその置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努める。
- ・支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な支援を行う他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努める。

第8条 学校等の役割

- ・前条第2項に規定するもののほか、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努める。
- ・前条第3項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるよう努める。

第9条 ケアラー支援に関する施策

- ① 相談支援体制の整備及び周知
- ② ケアラー支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施及び情報の提供
- ③ ケアラーが休息、休養その他の事由により介護等ができなくなった場合に、一時的に介護等を提供する取組その他ケアラーの負担を軽減するために必要な支援
- ④ ケアラーが介護等の方法等に関する理解を深めるために必要な支援
- ⑤ ケアラー同士の交流の場の提供その他ケアラーが互いに支え合う活動の促進
- ⑥ 学校生活又は社会生活を営む上での困難を有するケアラーに対する修学又は就業に関する支援
- ⑦ その他ケアラー支援のために必要な事項

第10条 広報及び啓発

市は、ケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まり社会全体としてケアラー支援が推進されるよう、市民等、事業者及び関係機関に対し、広報活動、啓発活動その他必要な施策を講じるものとする。

第11条 体制の整備

ケアラー支援に関する施策を推進するため、施策を総合的かつ計画的に実施する体制及び市、関係機関、民間支援団体等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努める。

第12条 財政上の措置

ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努める。

第13条 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則 公布の日から施行する。

ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる

ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支える

- ・市の責務
- ・市民等の役割
- ・事業者の役割
- ・関係機関の役割
- ・学校等の役割

を明確にしている。

引用：さいたま市ホームページより

【議事 3】

意見交換

【事務連絡】

次回について（予定）

次回 第2回中野区在宅療養推進協議会の予定

在宅療養の現状を知る勉強会を実施

【講義 1】 在宅療養推進について	講師：未定（学識経験者等）	
【講義 2】 在宅医療・介護における 連携体制の現状について	①地域医療の現状	②介護等関係者の現状
	講師：中野区医師会 三五委員	講師：東中野地域包括 支援センター 穂苅委員
【講義 3】 ケアラー支援の現状 について	①支援者からみた ケアラー支援の現状	②家族からみた ケアラー支援について
	講師：NPO法人アラジン 森川委員	講師：中野区重症心身障 害児者を守る会 井田委員